

平成29年2月定例会 総務委員会（事前）

平成29年2月9日（木）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

去る8日の議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、議案第51号、平成28年度徳島県一般会計補正予算（第4号）については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、御報告いたしておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成29年度徳島県一般会計予算
- 議案第43号 徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について
- 議案第44号 徳島県迷惑行為防止条例の一部改正について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

な し

鈴木警察本部長

私からは、昨年の本県の治安情勢と、本年の県警察の主要施策について御報告いたします。

まず、刑法犯認知件数は、戦後初めて4,000件を切り、過去最多であった平成15年の約3割にまで減少しました。また、人身交通事故の発生件数も12年連続で減少するなど、数値上の治安は、引き続き改善基調にあります。その一方で、交通事故死者数は49人と、一昨年の約2倍に上り、その約8割を高齢者が占めております。また、高齢者が被害に遭う特殊詐欺や、認知症が疑われる行方不明事案など、高齢化の進展に伴い様々な治安事象が発生しております。さらに、ストーカーやDV、児童虐待などの人身安全関連事案の認知件数が、高い水準で推移しているほか、発生が懸念されている南海トラフ地震や中央構造線・活断層地震にも備える必要があるなど、本県の治安情勢は、依然として予断を許さな

い状況にあります。

こうした情勢を踏まえ県警察では、本年の運営指針を、昨年に引き続き、安全安心を誇れる徳島県の実現、県民を守る力強い警察の確立と定め、各種施策を強力に推し進めることとしております。

それでは、主要施策の5項目について、御説明いたします。

第1は、「身近な犯罪の徹底抑止」であります。

昨年の刑法犯認知件数は3,953件と、前年比で約13%減少、また、自転車盗や車上狙いなどの街頭犯罪の認知件数は1,145件と、前年比で約15%減少しております。

この減少基調が確かなものとなるよう、引き続き、犯罪発生状況の分析に基づくパトロールや防犯ボランティア団体と連携した街頭活動、安心メールなどの情報発信、通学路等への防犯カメラの設置促進など、社会全体の防御力の強化に努め、地域の情勢に即した犯罪抑止対策を推進してまいります。

特に、高い水準で推移している人身安全関連事案については、関係機関・団体との一層の連携強化により、被害者の安全確保を徹底するほか、本年1月に施行された、改正ストーカー規制法をはじめとする各種法令を積極的に適用し、先制的な対処を図ってまいります。

次に、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺については、昨年、コールセンター事業やタクシー協会、金融機関等との協働による水際対策を強力に推し進めた結果、認知件数は59件と、前年比で約20%減少、被害総額は約1億7,000万円と、前年比で約35%減少させたところであります。

また、事案認知時には、だまされた振り作戦等を積極的に展開し、過去最多となる32件22人を検挙したところであり、引き続き、被害の未然防止と検挙の両輪で対策を強化してまいります。

第2は「重要犯罪等の徹底検挙」であります。

昨年の殺人、強盗などの重要犯罪は、認知件数42件、検挙件数41件、検挙率97.6%であったほか、空き巣などの重要窃盗犯は、認知件数361件、検挙件数335件、検挙率92.8%と、それぞれ高水準の結果を得たところであります。そのほか、各罪種等に係る検挙率についても、全刑法犯を含め、いずれも全国上位に位置しております。

しかしながら、こうした重要犯罪等の発生は、県民の体感治安の低下につながることから、引き続き、未然防止に努めるとともに、発生時には捜査力を集中的に投入するほか、DNA型鑑定等の科学捜査を徹底し、早期検挙に努めてまいります。

次に、暴力団対策については、六代目山口組の分裂以降、対立抗争集中取締本部を設置し、徹底した取締りや情報収集活動等の措置を講じており、引き続き、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を推進してまいります。

なお、昨年、取調べの録音・録画制度の創設、通信傍受の合理化・効率化等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立したところであり、これら新たな刑事司法制度の適正な運用が図れるよう、所要の準備を進めてまいります。

第3は「交通死亡事故の徹底防止」であります。

昨年の人身交通事故は、発生件数、負傷者数とも昭和43年以降、最少でありましたが、冒頭申し上げたとおり、死者数が増加したほか、死者に占める高齢者の割合は約8割と、全国平均を大きく上回っており、特に高齢運転者が当事者となる死亡事故が大幅に増加しております。

県警察では、こうした特徴を踏まえ、高齢者の事故防止対策を喫緊の課題として、今後更に、関係機関・団体との連携を強化し、体験型の交通安全教育を充実させるとともに、運転に不安のある方が免許を返納しやすい環境整備を促進してまいります。

また、本年3月には改正道路交通法が施行され、高齢運転者に対する臨時認知機能検査等の制度が導入されることから、その円滑な施行に向けた準備を進めているところであります。

県警察では、本年を交通マナーアップ元年と位置付け、横断歩道における歩行者の安全確保など身近な交通ルールや交通マナーの徹底向上を図るなど、県民の交通安全意識の向上に向けた総合的な対策を推進し、悲惨な交通事故を1件でも減少させるよう努力してまいります。

第4は「大規模災害等への徹底対処」であります。

昨年、発生した熊本地震に対しては、発生直後から広域緊急援助隊等を派遣し、被災者の救出救助等に当たったところであります。

本県においても、甚大な被害が想定されている南海トラフ地震はもとより、中央構造線・活断層帯を震源とする直下型地震や、近年増加している豪雨災害など、あらゆる自然災害に対し、迅速かつ的確な対処ができるよう、引き続き、活動拠点の整備・機能強化を計画的に進めるとともに、初動対応訓練や装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した災害警備訓練を実施し、対処能力の向上に努めてまいります。

第5は「組織基盤の徹底強化」であります。

県警察では、昨年4月に公表した組織体制の見直し等の「大綱方針」を具現化するため、具体的計画の策定を進めております。

計画の柱は、警察署の統合や交番・駐在所の配置など、県警察にとって、いずれも先送りすることのできない重要課題を含んでいることから、今議会において、その概要（案）を報告させていただき、委員各位の御意見を賜りながら、「大綱方針」の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また、今春も多くの若手警察官が治安維持の任務に就くほか、女性警察官も大幅に増員する予定であります。現場経験の少ない若手警察官が自信を持って、職務執行に当たれるよう、個々の実務能力の向上を図るとともに、本来業務に集中できる環境を整えることが必要と考えております。そこで、事件・事故に対処する職員が、その能力を最大限発揮できるよう、業務の合理化・効率化はもとより、ワークライフバランスにも配慮した柔軟な組織運営を図り、時代の要請でもある働き方改革にも取り組んでまいります。

以上、県警察が取り組む本年の主要施策について御説明いたしました。

委員各位の、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

國見警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料に基づきまして、平成29年度当初予算案等について、御説明申し上げます。

説明資料の4ページをお開きください。

平成29年度警察本部当初予算額は、207億4,259万6,000円で、前年度当初予算額と比較して、4億6,976万6,000円、率にして2.2%の減額となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、5ページを御覧ください。

今申し上げました当初予算案について、事項ごと、御説明いたします。

まず、公安委員会費として1,230万7,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、公安委員3名の報酬598万6,000円、公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許可事務に要する経費632万1,000円を計上しております。

次に、警察本部費として、173億1,792万7,000円を計上しています。その内訳といたしまして、警察職員の給与159億4,271万2,000円のほか、警察施設の光熱水費等、維持管理に要する経費などで、13億7,521万5,000円を計上しています。

次に、警察施設費として、3億6,043万8,000円を計上しています。内訳は、交番・駐在所等整備事業費として、交番の建て替え、駐在所のリフォーム整備、駐在所整備PFIアドバイザー事業経費などで1億1,761万5,000円、警察署整備事業費として、徳島東警察署施設整備等事業、鳴門警察署庁舎の防災機能の強化などで1億5,486万5,000円、警察職員宿舍整備事業費として、老朽化した職員宿舍の解体経費8,795万8,000円をそれぞれ計上しています。

次に、運転免許費として、運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費などで6億6,179万2,000円を計上しています。

次に、恩給及び退職年金費として、恩給受給者に対する恩給等に要する経費として、2,676万2,000円を計上しています。

続きまして、6ページをお開きください。

警察活動費として、23億6,337万円を計上しています。内訳は、装備品の整備及び運営に要する警察装備費2億133万円、交番・駐在所等の地域活動等に要する一般警察活動費6億6,355万9,000円、犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する刑事警察費3億617万円、交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する交通指導取締費1億9,540万1,000円、交通安全施設整備事業費は、国庫補助対象事業として、信号機の高度化等に要する経費2億6,157万円、県単独事業として、交通信号機の整備、道路標識・標示の更新等に要する経費3億5,503万7,000円、その他、交通安全施設の電気代や維持補修に要する経費3億6,960万3,000円、計9億8,621万円を計上しています。最後に、道路交通情報を提供する業務の委託経費として、道路交通情報提供費1,070万円を計上しています。

続きまして、7ページを御覧ください。

債務負担行為について御説明いたします。

まず、徳島東警察署等PFI事業契約については、徳島東警察署新庁舎整備をPFI事

業として、平成29年度中に事業契約することとしており、設計、建設及び維持管理等の運営も含めた平成29年度から平成47年度までの経費90億円。

次に、交番・駐在所等整備事業業務委託契約については、駐在所整備PFIアドバイザー事業を平成29年度及び30年度の2か年で実施することとしておりますが、平成29年度に2か年分の委託契約を締結する都合上、平成30年度の経費1,555万2,000円。

最後に、緊急配備支援システム電子計算機等賃貸借契約については、現行システムを更新して、平成30年度から新システムの運用を開始することとしており、平成30年度から平成34年度までの5か年分の賃貸借経費4億7,000万円について、あらかじめ議決を受けようとするものであります。

以上、平成29年度当初予算案等について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

増田警務部長

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

地方警察職員たる警察官の定員については、警察法施行令に規定される、都道府県警察ごとの定員及び階級別定員の基準に基づき、各都道府県の条例において定められております。

この度、国の平成29年度当初予算案において、全国で地方警察官886人の増員が認められ、本県警察官の定員の基準が6人増員されることに伴い、お手元の資料の8ページに記載してありますとおり、徳島県地方警察職員定員条例における警部補の定員を428人から429人に1人増、巡査部長の定員を441人から443人に2人増、巡査の定員を453人から456人に3人増、合計の定員を1,549人から1,555人に6人増、それぞれ改めるものでございます。

なお、この条例は、本年4月1日から施行することとしております。

久次米生活安全部長

徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

お手元の説明資料9ページを御覧ください。

ストーカー規制法の一部が改正され、つきまとい等の規制対象行為が拡大等されたことから、恋愛感情やそれが満たされなかったことに対する遺恨の感情に基づかないで行われるこれら対象行為を、本条例の嫌がらせ行為に追加するなど、所要の改正を行うものです。

次に、改正の概要について御説明いたします。

1点目は、特定の者に対し、著しい不安を覚えさせ、又は迷惑を掛けるような方法で反復して行う、住居等の付近をみだりにうろつく行為、拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールに類するその他の電気通信の送信等、つまり、LINE、Twitter、Facebook等のSNSを用いたメッセージ送信や、これらへの書込行為等を嫌がらせ行為として禁止することとしました。

2点目は、嫌がらせ行為に、性的羞恥心を害する電磁的記録を送付したり送信する行為

が含まれることを明記することとしました。

3点目は、嫌がらせ行為をするおそれがある者に対し、当該嫌がらせ行為の相手方の氏名、住所等の情報を提供してはならないこととしました。

なお、施行期日につきましては、条例公布の日から起算して20日を経過した日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。交通事故が8件でございます。

お手元の説明資料の10ページを御覧ください。

1件目は、平成28年1月12日、阿南警察署員の運転する捜査用車両が、同署の駐車場から市道上に進入する際、右方から進行してきた相手方車両と衝突した人身事故でございまして、県の賠償金額を325万4,747円と決定し、和解いたしました。

賠償金額の内訳でございますが、相手方運転者と同乗者の治療費などの人身損害に関する賠償額が、約274万円、相手方車両の物的損害に関する賠償額が、約51万円となっております。

2件目は、平成28年7月7日、牟岐警察署員の運転する捜査用車両が、店舗駐車場において後退中、その後方で停止していた相手方車両に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を18万2,000円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成28年9月16日、刑事部捜査第二課員の運転する捜査用車両が、駐車場の交差点部分において、相手方車両と出会い頭に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を21万3,500円と決定し、和解いたしました。

4件目は、平成28年9月30日、石井警察署員の運転するパトカーが、道路脇の縁石に接触し、その際に脱落したホイールキャップが相手方車両に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を5万1,203円と決定し、和解いたしました。

5件目は、平成28年11月10日、徳島西警察署員の運転するパトカーが、狭い道路で対向した際、自車の右側ドアミラーを、停止中の相手方車両右側ドアミラーに接触させた物損事故でございまして、県の賠償金額を2万2,367円と決定し和解いたしました。

6件目は、平成28年11月11日、徳島東警察署員の運転する捜査用車両が、目的地であります左側路外施設の進入口を通り過ぎたため、その車線を後退した際、対向車線から右折して当方車両の後方を通過しようとした相手方車両と衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を12万5,360円と決定し、和解いたしました。

7件目は、平成28年12月3日、刑事部刑事企画課員の運転する捜査用車両が、片側3車線の道路上で、第1通行帯から第2通行帯に車線変更した際、同方向の第3通行帯から第2通行帯に車線変更した相手方車両と接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を11万3,000円と決定し和解いたしました。

8件目は、平成28年12月9日、徳島東警察署員の運転する公用二輪車が、信号交差点を

右折した際、対向車線を直進してきた相手方車両と衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を46万384円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございしますが、職員による交通事故防止につきましては、絶無を期すべきものでありまして、県警察が組織を挙げて取り組むべき重要な課題と認識しており、各種会議などでの指示を含め、実践的な指導教養を実施しているところであります。

今後とも、交通事故防止のための指導教養や各種施策を推進するとともに、警察職員としての自覚と責任感を持った冷静沈着な運転が行われるよう、事故防止に向けた取組を進めてまいります。

南委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田委員

まず平成29年度の主要施策の中で、女性の視点を一層取り入れて取り組むというのがありますが、是非、女性警察官の登用と、女性の警察官が県民に寄り添って仕事ができる環境を更に構築していただけるようお願いしたいと思います。

先日、徳島県警で捜査員の方の功労というのがテレビ番組で放送されておりました。スマートフォンで写した写真から、相手の犯罪者の逮捕につながるというような、そのノウハウが分かって、実際に捜査に取り組んでやられているというようなことの紹介でした。具体的にどういうことで、その方が見つかったのか、そのスマートフォンの画像を犯罪捜査に活用できることになった経緯と、実際にどういうふうに取り組ができているのかについてお伺いしたいと思います。

薄墨刑事部長

スマートフォンに保存されていた被害者の画像を分析した結果について、御説明申し上げます。これにつきましては、別の事件で犯人から押収しましたスマートフォンに保存されている画像を確認していました捜査員から、目に人の影のようなものがある。調べてほしいとの鑑定依頼を受けまして、警察本部鑑識課写真係員が画像を解析しました結果、画像の人物の瞳に犯行現場や犯人の姿が映っていることが判明しまして、画像の人物が被害者となる事件の重要な証拠となって、被疑者を再逮捕するに至ったという事案でございします。これにつきましては、画像編集ソフトを駆使しまして補正を繰り返し行いました結果、犯行場所のガラス戸など特徴のある背景とともにスマートフォンを構えている犯人の顔の輪郭、髪型、上着の特徴等が浮かび上がりまして、証明力の高い証拠となったものでございます。

岡田委員

本来、写真の記録の部分の調査をされると思うんですけども、その調査の中で、写っていた人の瞳に映っていた犯人像を分析されたということなんですよね。実際、その写真分析というのは、その犯罪を解明するに当たって、警察の捜査としては当然かなと思っていたんですが、そこに気が付かれるというか、その現代の技術をもってすると解析ができたという部分があるかと思うんです。非常に徳島県民として、うれしいなと思ってその話を聞いていました。その県警の皆さんの日々の努力にすごく敬服させてもらったところなんですけれども、やはり、現在の技術 I T 機器の性能が良くなっているので、その解析ができる技術が備わったからこそ、その目に映っていた映像により、そういうものまで確認ができたということで、それが検挙につながったという話でした。やはり、逆にそれを使いこなせる技術があるよという情報は、研究される方が捜査官の皆さんに、提供していかなければいけないと思います。技術の向上に伴うとともに捜査方法が変わっていくということも踏まえて、いろんなところから、一つでも、小さなことでも犯人検挙につながるというところの、現代的な科学というか、I T 企業、I T 機器、又は、そのネットワーク情報等々を使って是非、犯人検挙につなげていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、今、もう一つスマートフォンのカメラで言いますと、Vサインをすると指紋が認証されるのではないかなという話があります。Vサインをカメラに向かってするのではなくて、Vサインはしてはいけないというか、後ろに向いてしないといけない。実は、これ最近はやっているフェイクニュースじゃないですけど、ガセネタなのか、そこら辺の信ぴょう性が定かでないので、その上で話をさせていただいているんですけども。やっぱり、Vサインをしていたら、この頃、指紋認証をして、いろんな機器を動かせるようにしているという話があるんですが、その中にあって解像度の高いカメラで撮ってしまうと、その指の指紋まで採れてしまうんじゃないかということも懸念されております。是非、実際そうなのかどうかということも見極めて、正しいニュースを流してもらえような警察広報を行っていただきたいと思いますので、この点もよろしくお願いしたいと思います。

そして、先ほどの捜査に画像解析、分析に至ったというところで、科学捜査研究所というのが警察の中にあると伺っているんですけども、その警察本部にある科学捜査研究所というのが実際にどのような体制で、どのような業務をされているのか、もう少し詳しくお願いしたいんですけど。

薄墨刑事部長

科学捜査研究所の体制や業務内容についての質問ですが、科学捜査研究所は、高度な専門知識を有する研究員が、事件・事故など捜査に必要な検査・鑑定や研究を行っている部署でございます。徳島県の科学捜査研究所は、現在、所長以下15名の体制で、法医、化学、物理、文書、心理の5分野で研究・鑑定等を行っております。具体的に御説明しますと、法医係につきましては、DNA型鑑定や血液型鑑定、スーパーインポーズと言われる手法

を使って頭蓋骨と生前の顔を比較対照したりする顔貌鑑定，発見された骨が人か獣か，人ならその年齢などを推定する骨の鑑定などを行っております。化学係は，血液からアルコールや薬毒物，尿や毛髪から覚せい剤や大麻，ドラッグなどの検査，放火事件で油種を特定する油の検査，ひき逃げ車両の遺留の塗膜片から車種などを特定する塗膜検査などを行っております。物理係にありましては，火災や爆発の原因調査，銃器や弾丸の鑑定，交通事故車両の速度やその動きの解析などを行っております。文書係につきましては，筆跡，印影，偽造通貨などの鑑定を行っております。心理係にありましては，呼吸，心拍数，発汗，末しょう血管の収縮の変化などを質問することによりその変化を読み取るポリグラフ検査のほか，犯行時間帯，場所，犯人の特癖から犯行区域や犯人の居住区域，犯罪者の行動を推定する，いわゆるプロファイリングを行っております。

岡田委員

今，その科学捜査研究所のされている内容について，やはり，徳島県内ではないんですけれども，他県で起こっている事件の解明につながっているような全ての捜査が緻密に，所長以下15名の方で行われているということで，一つ一つの取組が犯罪の解明につながっているというお話を聞いておりました。

やはりその中で，DNA鑑定という技術が進み，20年前ならDNA鑑定もあったみたいなんです，なかなか，整合性が確認されてなかったということも，今となったら新しくDNA鑑定の精度も上がったという話もよく聞くんです。そのDNA鑑定の推移というのは，どのようにして起こってきたのか，そして現在，どの程度の状況であれば採取できるのかということを差し支えない範囲で教えていただければと思います。

薄墨刑事部長

DNA型鑑定の概要と鑑定件数の推移についてでございますが，警察で行っておりますDNA型鑑定と申しますのは，個人差の現れやすいDNAの型を分類して個人識別を行うものでございます。現在の個人識別精度は，約4兆7,000億分の1という非常に高い個人識別精度でございまして，これにつきまして，犯罪捜査はもとより，事件や事故で亡くなった方の身元確認にも活用しているといったところでございます。鑑定件数の推移でございますが，本県では，平成8年からDNA型鑑定を実施しておりまして，当初は年間で12件，10年前の平成19年では501件でございましたが，その後，検査機器，鑑定手法の高度化に伴って鑑定件数も増加傾向を示しておりまして，平成23年以降は，常に3,000件を超えるようになりまして，昨年は3,221件と高水準で推移しているところであります。

岡田委員

では，その鑑定件数が増えているということで，検挙につながっている率も上がっているという解釈でよろしいでしょうか。やはり，捜査員，研究所の調査されている方たちの捜査結果，調査結果，研究結果を待っての捜査がこれからつながっていくと。是非，その部分には確実に検査結果をもたらすような取組とともに，されている方に，間違いが起こ

らないような環境づくりをお願いしたい。また、それが検挙や、行方不明の方の発見につながるように、お願いし、要望させていただきたいと思います。

それと、もう1点はドライビングリゾート事業といって、今回、平成29年度の予算の中で商工労働観光部と、警察との連携でできた事業です。特に中国からのインバウンドの取組として運転免許の取得ができる環境整備を行うということなんですけれども、今後どのような体制で取り組んでいこうとしているのか、そしてまた、実際運転免許の取得というのが人口減少に伴って、若い人たちの取得率が低くなっているのは事実と思うんですけれども、実際、中国人の運転免許の取得環境を整えていこうというのには、具体的には、どのような取組を考えているのか、お伺いしたいと思います。

中野交通企画課長

中国人の方の免許関係の質問だと思います。中国語をはじめ、外国語による学科試験につきましては、正確な翻訳に基づく試験問題の作成等が必要でありまして、県警察におきましては、これまで英語による学科試験のみを実施してきたところでございます。しかしながら、近年、本県におきましても中国語による学科試験を希望するニーズが高まっていることを受けまして、中国語による、運転免許センターにおける学科試験、そして自動車学校における仮免許の学科試験を実施することといたしました。それで、その開始時期につきましては来年度の早い時期に開始できるよう、現在、急ピッチで諸準備を進めているところでございます。

岡田委員

今まで英語、日本語であった学科試験に中国語の試験ができるという、中国語を選択して学科試験を受けられるということで、非常にそれは幅が広がっていくいい話ではないかと思うんですけれども、実際、どれくらいの人を受けるのか、どれくらいの見込みがあるのかというところは想定されていますでしょうか。

南委員長

小休します。（11時13分）

南委員長

再開します。（11時14分）

中野交通企画課長

中国人の方の免許取得につきましては、近年増えているところでございまして、昨年は中国人の方が200名おいでしております。今後、徐々に増加するのではと思いますけれども、詳細な数までは分かっておりません。

岡田委員

なぜ、これを聞いたかというところからインバウンドに向けた誘客と徳島空港の国際化に向けた取組を今、進めております。そうすると増加が想定されるターゲットが中国語圏の方たちになるんですが、現在の実績として、中国語の質問を作りましたよというところまでになるには、やはり、今の実績、想定見込みがなければ、そこまでその労力をかけてされる必要があるのかなと思ったので、ちょっとお伺いしたんです。やはりその200人という数が、全体からしたら少ない数だと思うんですけども、中国語を選ばれている方の人数としては非常に多いと思いますので、これからは、逆にいうとそれを売りにして徳島県でならば中国語で学科試験が受けられますよというところを逆にもっとPRしていける環境づくりが、平成29年度から進んでいくと思うんです。是非、警察のほうとしても、ちゃんと免許が取れる仕組みがありますよという、公式な免許がもらえますよというところを徳島県としての売りとして、一つのきっかけ作りをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それで、来年度早くにはされたいという話でしたので、できましたら、今もう2月ですので、早く取組を進めていただきたいと思います。また、徳島県の観光資源もたくさんありますし、また中国人観光客の観光の仕方が変わってきているという話があって、初めのほうはインバウンドのときには、バスツアーで日本縦断というのがはやっていたみたいで、それから徐々にいろんな各地域に行って地域を楽しまれるとか、それと車で移動して楽しまれるというようないろんなニーズの把握もできてきておりますので、これに合わせた取組として、是非、徳島県警のほうでも、県警側としてのサポートをしていただければ、非常に徳島県のインバウンドの誘客につながっていくと思いますので、お願いしたいと思います。

もう一つは、日本語と英語が分からないかもしれない中国人の方が来て道路標識の問題があるかと思うんですけども、交通標示に関しては、学科試験を受けてくださったなら、一方通行で禁止だという標識に関しては、多分それで学習していただけると思うんですけど。道路案内についての中国語表記という、ほかに免許センター内の受付の方に対しての中国語の通訳とかってというような必要があるかと思うんですけど、そのあたりはどのような取組を考えられていますか。

石川交通部長

まず、道路標識につきましては、確かに、まだ、徳島県にあつては日本語表記しか、一部英語表記もあるかと思いますが、これについては道路管理者との協議が必要でございますので、今後の重要な課題になってこようかと思っております。

一方で、免許センターでの案内でございます。中国人の方がたくさんおいでたときに、確かに今でも日本語の下には韓国語や英語や中国語で案内表示してございます。してございますけれども、実際、受付窓口に行ったときに中国語しか話せない方が来た場合はどうするんだということで、受付窓口には、中国の方にも分かるというような案内のパンフレットを置いたり、翻訳機能を備えたタブレットを使って個別に御案内をしております。あるいは免許試験をしたときに、実際に本当に分からないような場合には通訳の方が来て、そばで通訳をしてあげて、実際に適正な免許を受けられるように、そのような手配も現在、

検討しておりますので、困らないように、徳島インバウンドで今、脇町自動車学校などで中国の方が合宿で徳島県においでしております。合宿で来ますとその間、徳島県での観光なんか考えられますので、商工労働観光部のほうとも連携いたしまして、県警もそういったことに是非尽力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

岡田委員

事前委員会で、通訳用にタブレットを用意するというような取組もあったと思うんですけど、是非それも活用していただきたい。そして、また、中国の方も安全運転で徳島県の交通安全の取組をもっと強化できるような、安全運転ができる体制づくりとともに、交通ルールをちゃんと守って運転できるような学習システムを作っていただき、そしてまた、安心安全で徳島県で運転できる環境づくりを是非取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

中山委員

先ほど、本部長のほうから説明の中で、組織運営に関してワークライフバランスに配慮して行っているということだったと思うんですけども、毎回、専決処分の報告を頂きます。ありえないというか、本当にこれはヒューマンエラーなんですよね。パトカーというのは、基本というか、必ず2人が乗車して巡回に回っていると思いますけれども、2人ともうっかりミスでこんな事故を起こすのかなっていうのは考えにくいんですよ。やはり、現場で悩みを抱えているとか、労働時間が長過ぎるとかいうことはないんでしょうか。この事故を起こした人について、その事故の分析というのをちゃんとしていると思いますけれども、どういうふうな状況説明をされているんでしょうか。ちょっと教えてください。

佐藤首席監察官

事故を起こした当事者につきましては、所属のほうで、事故に至る前段の勤務実態ですか、それから体調管理といったものをつぶさに把握いたしまして、運転させているということでございます。夜勤明けでありますとか、そういった状態では運転しないという指導も与えておりますし、それから本人自らが言いやすい環境というものを作るように努めておる状況でございます。この専決処分を報告いたしました中では、我々監察部門で把握いたしましても、そういった無理な過労運転的な状況は、ございませんでした。

中山委員

健康に問題ない、当然、そういうふうな健康チェックはされていると思いますけれども、それにしても、余りにも不注意過ぎるのではないかなと思います。しかも2人が見ていたら出会い頭の事故というのは、当然防げるんじゃないかなと思うんですよ。私もずっとやっぱり車に乗る機会が多いですけども、地方に住む人たちはみんなそうだと思うんですが、そんなにしょっちゅう事故を起こしてないと思うんです。ましてやそういう交通の

取締りをする警察官が、起こしてはいけないことだと思いますので、再度厳しく、皆さんの教育をしていただいて、なかなか減らないこういう事故を、なくすようにもう一度徹底的な指導をしていただきたいと冒頭をお願いしたいと思います。

先ほど、来年度予算の中で、徳島東警察署がPFI手法によって工事を進める予定だということは前々から聞いておりましたが、今回新たに、交番・駐在所等の整備事業におきまして、PFIアドバイザー事業ということが出ておりましたが、交番・駐在所もPFI事業で整備する予定があるのでしょうか。まず、これを聞きたいと思います。

高橋拠点整備課長

昨年、県警察の「大綱方針」というものを策定いたしました。その中で交番・駐在所の施設整備の在り方という項目を設けております。その中に、駐在所整備の在り方としまして、民間資金等を活用した一括整備を検討するとしておりました。今年度予算で導入可能性調査というのをやってまいりました。その結果、一括整備をして、コスト縮減の在り方とか計画的な整備を進めるとの結果が出ておりますので、これを来年度以降の予算に入れてこれから進めていこうという考えで、来年度予算に盛り込ませていただいたものであります。

中山委員

警察官の皆さんとか、消防団員の皆さんというのは地域の安心安全を守って一生懸命、昼夜を分かたず御尽力していただいております。それに加えて粘り強い再編整備、街づくりをする上において、地域の建設業も非常に大事なことだと思うんですね。PFIで私が危惧しているのは、徳島東警察署は、なかなか地元の建設業者というのが参画しにくくなっているのかなと思っております。やはり、地域にはいろんなランクの建設業者がある中で、それをまとめてしまったら、また小さな建設業の方たちの仕事がなくなっていくのではないかなと非常に危惧をしております。まず、聞きたいのがPFIによってどのような成果を見越しているのか。また、今の警察の駐在所の現状を聞きたいと思います。

高橋拠点整備課長

まず現状について申し上げますと、現在、県下に105か所の駐在所がございます。そのうち37か所の施設が昭和56年以前の旧耐震基準で整備されたものでございます。特に、高度成長期には、年間20か所を超える駐在所が整備されており、これら施設が一斉に更新時期を迎えているという現状であります。こういった中で、委員からお話がありましたように、従来方式で年間一、二か所整備したところでありますけれども、整備が老朽化に迫いつかない状況であります。そこで、今年度は、先ほど申しましたように旧耐震基準で整備された駐在所のうち、治安・防災対策上、整備が必要な17か所をピックアップしまして、PFI手法により一括整備できないかということを研究した結果、先ほど答弁したような成果が現れるという結果が出ました。この一括整備によります成果でありますけれども、老朽施設の早期解消、先ほど申しましたように高度成長期には一気に20か所程度整備され

ておりますので、これの解消につながる。また、それによって地域の治安であるとか、防災上の強化、また職員であるとか家族の生活環境の向上につながるというふうに考えております。

中山委員

早急に100棟もあって、なかなか毎回この総務委員会のほうでですね、交番・駐在所の耐震等をどうするのかというような議論がなされている中、なかなか進まないのは分かっておりまして、これでまとめて17か所ということですよ。一気に耐震化が進むことは非常に良いことだと思いますけれども、今回の来年度予算で予定されているのは17か所あって、その事業予算規模ってどれくらいになるんですか。

高橋拠点整備課長

今年度、行いました導入可能性調査、これは先ほども申しましたし、委員からも御指摘のありましたように17か所をピックアップいたしました。これは将来の治安であるとか防災上、引き続き整備が必要であろうという場所をピックアップしたものであります。この事業のスキームとしましては、2年程度をかけて、一気に整備を行いまして、約30年間で維持管理を含めて事業料を支払っていくものであります。導入可能性調査の時点においては、建設コストで約7億6,000万円、それと約30年間の維持管理の経費等として約2億円の合計約9億6,000万円と試算しております。17か所と言いましたけれども、施設数や事業費については、今後、更に精査してまいりたいと思っております。

中山委員

その9億6,000万円、例えば、民間のほうで積算したら9億6,000万円より、17か所でしたら増える可能性はあるんでしょうか。

高橋拠点整備課長

現在のところ、17か所はPFI的な手法ではマックスと考えておりまして、これより下がることはあっても、今のところプラスになることは考えていないというところです。

中山委員

17か所で実際、このPFIと従来型、従来型で17か所一括というのは難しいですけども、どれくらい安くできるか、費用効果というのを検討されているのでしょうか。教えてください。

高橋拠点整備課長

もとよりPFI事業におきましては、PFI手法と従来手法でやった場合との比較考慮をすることとされていまして、それは予算の段階であるとか、また契約した段階には、その数値を公表することとされておきまして、これはバリュー・フォー・マネーという形で

公表することとしています。現在、今年度実施した導入可能性調査の結果においては、この17か所の結果、従来手法と比べてバリュー・フォー・マネー、VFMと申しておりますけれども、約26%の財政的な縮減が図られると考えておりまして、県財政の負担も軽減されと考えております。また、今言いましたのは予算段階というか、試算段階でありますけれども、現に契約をすとか、入札をすると更に財政的な縮減が図られるものと考えております。

中山委員

26%というのは非常に大きい金額だと思います。それに加えて、まとめて17か所も整備されるというのは喜ばしいことだと思います。しかしながら、先ほど申し上げたように、なかなかまとまったら、例えば、9億6,000万円のその事業を入札できる建築ランクというのはどのように考えておりますか。

高橋拠点整備課長

9億6,000万円という数字を仮に予算と仮定しますと、従来手法と言いますか、現在の工事はですね、県の要綱に基づきまして、この事業者を特A級からC級まで分類しまして、事業費の発注額に応じて業者を選定いたしまして、入札等によりまして契約をしているという状況です。他方、PFI事業というのは、この要綱に基づく必要はないわけではありますけれども、当然、発注側が必要な事業者を決めるとはいえ、この事業の規模や発注額を定めた要綱に準じた形になるものと考えております。現在のところ、先ほど言いましたように9億円程度の予算、これは仮といたしますけれども、この場合には、特Aクラスの事業者が対象となるものと考えております。

中山委員

今、警察の入札工事というのは、Cランクまでなんでしょうか。Dランクはないのでしょうか。

高橋拠点整備課長

この要綱におきましては、特A級は事業費の上限がない、A級は2億円未満、B級は7,000万円未満であり、C級が2,500万円未満とありますので、この要綱上は、この4ランクに分かれているものと承知しております。

中山委員

県下の建設業のランクでですね、特AとかAは、いるけど、どちらかと言えば、B、Cランクのほうが数は多いんじゃないかなと思います。今、Bだったら7,000万円未満ということでしたので、恐らくA若しくは特AがこのPFIに参加できる会社になるのかなと思います。そしたらBランク、Cランクの企業は参加できないようになりますので、希望としましたらPFIよりも従来のように県債を発行しての一括整備という形をとるのが一

番，良いというか，一括整備は無理ですけども，やっぱり部分発注というか各地域の交番・駐在所ごとに，入札をすべきではないかと思いますが，こういうことは非常に難しいんでしょうか。

高橋拠点整備課長

従来手法による一括整備ということでありまして，数点課題がありまして，1点は，一度に多額の経費が伴う。これは，財政的な負担が非常に重いということでありまして。PFI手法がこういうことに関しまして平準化が図れるということでありまして。当然，事業の分割発注等のことを考えますと，一括整備というのは，PFI手法を用いること以外では非常に困難であると考えています。

中山委員

私もずっと建築をやっております，建築工事というのは，非常に細分化されて専門事業者がたくさんいて，30業者をオーバーしての工事なんかもあるわけですね。それをいちいち管理するのも，当然施工するのも大変だし，今度管理するというのも非常に難しいと思うんですよ。警察は，それこそ建築に詳しい技術者の方って何名くらいいらっしゃるんですか。

高橋拠点整備課長

営繕業務を担当する建築士でありますけれども，県の出向の方1名を含めまして，3名という体制です。

中山委員

そういうふうな組織体制の中では，冒頭で申しましたようにワークライフバランスがなかなか配慮できていないのではないかなと思うんです。それも，こういうふうなPFIに頼らざるを得ないような状況の一つの要因じゃないかなと思います。やはり，これから徳島東警察署の整備もあります。大きな金額の整備であり，やっぱり専門家の配置というのは急を要することだと思いますので，それはしっかりと，補充なり配置を考えていく必要があるのではないかなと思いますが，どうですか。

高橋拠点整備課長

さきの答弁で年間二十数箇所というお話をしましたけれども，会計制度の変遷でありますとか，行政のチェックうんぬんを含めまして，引き続きそのような整備をするためには体制が必要であろうと考えております。確かに，この営繕職員も我々警察官であるとか，警察職員と同様，一朝一夕に養成するわけにはいかないということなので，今後，警察施設の多くが老朽化してまいる中で，この営繕職員の体制というのも委員から御指摘のありましたように検討しなければならないと考えております。

中山委員

11月議会においても、県土整備委員会のほうで、やっぱり業者の偏りというのが非常に問題視されました。事業が大きくなればなるほど、やはりそれが生まれるおそれがあるのではないかなと思うんですよ。今後、まだ、105か所のうち20か所くらいだったとしても、まだまだ追いつかないくらい整備が必要な駐在所があると思うんですが、今後それもまた、PFI手法で整備されようとしているのか、それか、また従来の手法に戻すのか、その辺のところはどうなのでしょう。

高橋拠点整備課長

委員から、御指摘のありましたように、今回私どもが考えておりますPFI手法というのは、高度成長期に整備された、また、耐震性に乏しい17か所をピックアップしまして、この整備によって老朽化を解消して、地域の治安・防災能力を高めるというのが狙いであります。今回の一括整備以降は、建築戸数も限られておりますので、原則としては従来手法での整備を進めていくということであります。また、このPFIにつきましても、今後の成果を踏まえて検討する必要があると思いますけれども、現実的に従来手法としております。

中山委員

何度も申しますけれども、交番・駐在所というのは、地域の治安維持のために非常に大きな役割を担うものであって、やはり今後、南海トラフ地震というのが予測されておる中、早急に整備をしていかなくちゃいけないと思います。しかし、その手法は、やはり同じように粘り強い県土づくりをするためには、建設業というのは大事なことです。この前も事務所協会の新年互礼会に出席しておったんですけれども、やはり、仕事が余らないというふうなことが、多分、1級建築士が図面を書かないと、施工する仕事がないということになって、まだまだ地方では、仕事が少ない状況が変わらない、増えてないんですよ。その中で、いろんな3,000万円、4,000万円の仕事でも、C級の人たちにとっては、とりたい仕事になってくるはずなんです。仕事がないんですから。その仕事をまとめて県内の建設業者とか、県内の事業所に例えば、大手のダイワさんとかいろいろ積水さんとかありますね。これは県内に事業所があるけれども、基本、やっぱりもうけとかお金の流れというのは中央に行ってしまうんですよね。ましてや、一括で製品を首都圏で購入してしまう、例えばサッシなんかは、そうなんだと思います。ですから県内で商いを営む人たちっていうのは、なかなか大手がとってしまったら仕事にありつけなくなるのが現状だと思うんです。ですから、やはりそういう人たちも大事ですから、復旧、復興が進まないのはやっぱり建築業が少なくなっている。当然、担い手もないし、若手職人、技能職の人少ないですね。建設業に携わっている若い人も少ない中で、やはり仕事がないと悪循環になってしまう。ですから、その人たちの仕事を取り上げないように、できるだけ、専門的な職員を増やしてもらって、ちゃんと配置をしていただいて、もっと年間に例えば、5棟、6棟でいいから整備できるような形づくりを積極的にしていただきたいと強く要望

して終わります。そして、1日も早い整備を願って終わりたいと思います。よろしくお願いします。

高橋拠点整備課長

1点だけ追加して答弁を申し上げたいと思います。今、委員から御指摘のありましたように、県内事業者の関係だとか、老朽施設の解消であるとか、今、いろんな形で我々ジレンマに陥っておりまして、来年度予算案におきましてはですね、徳島東警察署のような大型公共工事はもとより、比較的小規模な工事、こういう形も財政当局の御理解を得まして、バランス良く編成しております。例えば、交番・駐在所の工事でありましたら、従来型の交番の建て替えですね、これは鳴門警察署の交番を従来型の工事として残しておりますし、それに続く東警察署の交番の設計なんかも従来型としております。昨年度からC級対象の事業者なんですけれども、駐在所のリフォームを進めておりまして、1,000万円程度の予算でありますけれども、これを数箇所、今年度3か所、来年度も2か所します。これも従来のボリュームとそんなに変わらないという形で編成しております。駐在所のPFIというのは、今後また財政当局の御理解も要るんですけれども、そういう特殊な事情で計上させてもらっているという御理解をお願いします。引き続き、先ほど言われましたような、受注機会の均等でありますとか、地元事業者の観点からも事業を進めてまいりたいと考えておりまして、御理解を賜ります。

高井委員

関連してPFIについてでございます。徳島東警察署の問題について、質問してきましたが、中山委員の御指摘もあったように、徳島東警察署、60億円という数値を見込んでおられるということで委員会でも議論がありました。大変大きなプロジェクトでありますし、おっしゃったように非常にいろんな問題点、かねてこのPFIについては、やっぱり大手が県外事業者がとっていつてしまったら、地元が潤わないという問題点とかがいろんな理由で指摘されてまいりました。しかしながら、やっぱり公共事業の整備に当たって民間の活用といいますか、資金並びに経営能力やいろんな技術的な部分も民間のをしっかりと取り入れながら、成長につなげていくという一つの大きなメリットがある部分、先ほど来、お話のある経費削減の件なんかも確かに大きなメリットになりますし、いろんなところで公共施設等の整備に関してはできるだけ可能なところはPFI事業で新たな手法でしっかり進めていこうという方針もあろうかと思います。そういう中で関連して、いよいよ来年度予算の中に、この徳島東警察署の債務負担行為額、大きな予算額が計上されておりますが、この内容について一つ伺いをしたいと思います。

高橋拠点整備課長

徳島東警察署、90億円という大きい形の債務負担行為を予算計上させていただいております。来年度予算案、この90億円の債務負担行為の内訳につきましては、新庁舎の設計・建設、現庁舎の解体等のインシヤルコストで約60億円、新庁舎及び警察本部庁舎の15年間

の維持管理業務等のランニングコストとして約30億円で、合わせまして90億円のPFI事業という形で予算を計上してあります。

高井委員

先ほどお話のあった、建設経費の60億円というイニシャルコストの積算根拠についても教えていただきたいと思います。つまり、従来手法の場合は、あらかじめ設計を行ってからそれに基づいて、建築事業費の積算となっていくと思いますが、PFIは特徴として、設計・施工を一括して発注するということでもありますので、改めてイニシャルコストの積算根拠をどのように設定したのか教えていただきたいと思います。

高橋拠点整備課長

御指摘のありましたように、PFI事業は設計に基づかない形の予算要求でありまして、その積算根拠でありますけれども、建設費等の設計費、イニシャルですね、これにつきましては、現在、民間事業者のヒアリング等を行っております。また、現在、公共工事の例等を含めてこの試算を行ったところです。また、それに加えましてですね、PFI事業ということは、コスト縮減につながるということも含めた上での試算を重ねて、この60億円を提出させていただいたところです。

高井委員

例えばですね、他の警察署の庁舎と比較して、金額的にどうなっているのかもちょっとお聞きしたいと思うんですが、警察署庁舎というのは、やっぱり留置場施設とか特殊な部屋が設けられるわけですから、いろんな意味で通常の施設よりは非常にしっかりしたものというか、いろんな使う物も含め少し高くなるのではと思います。最近建築された徳島北警察署、阿南警察署と比較して、徳島東警察署は金額的にはどうなのでしょう。

高橋拠点整備課長

本県、徳島北警察署、阿南警察署は、平方メートル当たり約40万円前後で建築しております。これら警察署の建築は10年以上前になりますので、徳島東警察署新庁舎の規模であるとか事業手法とも異なることから、一概には比較できませんけれども、本事業費につきましては、建築単価の上昇であるとか最近の入札事例等を踏まえまして、今後、また入札等がありますので、平方メートル単価の適正な額を計上していると認識しております。

高井委員

今、話がございました資材の価格上昇、建築単価が上昇しているというお話ですが、この間、報道等でも阿南の病院の入札の件、それから藍住町の音楽ホールもいろいろと入札不調が続いていて、資材の価格上昇の話が出ております。東京オリンピックのことや震災等の関連の影響も大変大きいんだろうと思いますけれども、入札不調が出ると事業に遅れが出たり、計画に支障が出るものと思いますので、今回、これから予算化されてい

くわけでありますから、しっかりとこの点について、配慮したものとなっているのかどうか重ねて伺いたいと思います。

高橋拠点整備課長

委員から御指摘がありましたように、現在、東日本大震災であるとか熊本地震の復興事業、また、東京オリンピック工事といった工事需要の増加によって建築単価が上昇している状況が見受けられます。当然、我々の見積りも困難な状況にあるということが言えるんですけれども、県内の大規模事業においても、入札不調や事業費の見直しを余儀なくされているという状況も見られます。そういう中で、入札不調等による事業の遅れは大きな影響を及ぼすものであります。先ほど、適正な価格という答弁をいたしましたけれども、このようなことがないよう、非常に見積りは難しい状況でありまして、明らかにこうだとは言いにくい状況にあるんですけれども、本事業費については、建築単価の上昇や入札の不調が起きないような形の予算編成をしたということで御理解を頂きたいと思います。

高井委員

本県においても、この60億円の予算を組む大プロジェクトというのは、非常にまれなものでありますし、大変この大規模プロジェクトの推進については、いろいろな意味で賛否両論もあると思います。特に、警察署という県民の治安、安心安全に関わる、いろいろ災害の対応等も含め、大事な拠点となる施設でございますので、できるだけ県民の理解を得ながら、丁寧に進めていっていただきたいなというふうに思っております。正に、先ほど中山委員がおっしゃったように私からも繰り返させていただきますが、やっぱり交番・駐在所もそうですし、宿舍の整備も阿南署管轄と三好署管轄をPFIで進められるということをお前の委員会でもお聞きをしておりますが、事業者決定もそろそろ決まっていくんではないかと思います。できるだけ地元が潤うように望みつつ、ただ審査や選定においては厳正なものでなくては当然なりませんけれども、しっかり受けられる県内業者の方もあると思いますので、いろんな意味で県内の土木建築業の皆様の発展も含め、いろいろと話を重ねながら、県民のために遅れなきように、これからも取り組んでいただきたいと思いますようお願いを申し上げて、これで終わらせていただきます。

山田委員

私も実は今もお話を聞いていて、本当に、これでいいのかなと。今回の予算が地方創生加速展開予算とか銘打っていて徳島県を元気にしないといけない時期に、全部東京のほうへお金を持って行かれるという状況が果たしていいのかと。これは、公共施設の在り方の問題等とかありますけれど、県だけの問題ではなくて、知事も含め、また国もこれを今年7月までに国土交通省に出さなければならない。これについて、付託委員会ではみっちり議論していかないといけないなと。徳島東警察署の問題も含めて。

今日は、私自身の質問は緊急案件ということで、実は文部科学省の天下りあつ旋の問題で、社会的な関心になっていきます。文部科学省が調査したところ、過去5年間で退職後2

か月未満で再就職した者が42人。その内14人ですか、退職翌日から再就職をしたということも報道されております。本来県民の公平性、また、透明性ということが問われているという警察組織であれば、文部科学省と同じようなことがあってはいけないと思うんです。もちろん、文部科学省や、国の機関と違うよということもありますけれども、こちら辺の問題があると思います。そこで、何点か聞いていきたいと思います。まず、過去3年間の退職者数と再就職をしている方の人数について教えてください。

岡崎警務課長

過去3年間の退職者数と県警察が把握している再就職者数であります。平成27年度は退職者数が60人、再就職者数が52人、平成26年度の当時においては退職者数が50人、再就職者数が46人、平成25年度は退職者数が55人、再就職者数45人となっています。

山田委員

そういうときに、我々が見えるのは、今も出てますけれども、平成27年のいわゆる所属長等の幹部職員ですね。この分はインターネットで見えるんですけれども、そのうち幹部職員の状況というので見たら、どういうふうな状況になるんですか。

岡崎警務課長

委員から御指摘のとおり、県警察におきましては、退職者の再就職の公表に関する取扱い要綱に基づきまして、対象職員としては地方警務官であった者、それから給与の特別調整額に関する規則により、二種、三種の管理職手当の支給を受けていた者を年1回、前年度退職者の状況を県警察のホームページに掲載することとしており、現在、県警察のホームページには平成27年度に退職した対象職員を公表しておるところであります。

山田委員

いや、だから平成27年度の11人の名前が出ておりますよね。これについても具体的に聞きたいんですけれども。実は、今、ホームページでは、その平成26年度、あるいは平成25年度は、ということになったら全然見えませんよね。知事部局はどうかということで見たら、平成23年度からずっと見えます。何で見えるか。実は、この委員会に、その再就職情報を出しますので、県議会の資料として、今で言えば平成23年度からみんな見えるんです。県警察は1年しか見えない。そういう状況です。それで、これは明らかにおかしいだろう。知事部局と同様に再就職の今回のこの資料をこの総務委員会に出す。今、ホームページにも出てます。これを提出ということになったら、残っていきます。そういうことでいえば、公平性、透明性というのなら、それは少なくとも今年度から、平成28年度からできるでしょと思うんですけれども。この点はいかがですか。

岡崎警務課長

先ほど、答弁させていただきましたように、前年度の幹部退職者についてホームページ

で1年間公表しておるわけであります。委員会での報告，配付等につきましては，委員会として御要望であるということをございましたら，手続等にのっとりまして報告，提出させていただきたいと思ひます。

山田委員

さっきも言ったとおり，県警察のホームページ公表分は1年分しか見えないんです。その前年分もということになったら，知事部局は，平成23年度から見えるんです。だから，この委員会に報告して資料を提出してもらえば，知事部局と同じになる。ホームページにも出しているんだから，きちんと提出してほしい。委員長，これについて後で結構ですから，諮っていただきたいと思いますので，その辺よろしくお願ひします。

それと併せて，幹部職員が3月に退職して4月1日から再就職しているというのは，この3年間でどういう状況になっていますか。

岡崎警務課長

過去3年間の資料は，今，持ち合わせておりませんが，平成27年度に退職した幹部職員のうち，ホームページに掲載しております11名については，4月1日に再就職をしておる状況であります。

山田委員

つまり，すぐに再就職をしていると。これは，恐らく平成27年度だけではなくて，過去も含めてそういう状況になっているのかなと類推できるわけですがけれども。その際に，国家公務員は，今あつ旋を禁止しておりますけれども，退職後に再就職を探すことになっているけれども，警察は，さっき言ったように，退職後すぐという状況になっているということでした。その退職した先ですね，特に公平性が問われる公務員が，私企業に再就職するということになったら何らかの利害関係があるのではないかと県民の皆様からも疑念が持たれるという状況にあります。その私企業への再就職の状況というのは具体的にどうなっているのか。具体的な再就職先も含めて，御答弁いただけますか。

岡崎警務課長

私企業への就職でございますが，県警察が把握している範囲では，現在，私企業への再就職者は平成27年度の再就職者52人のうち，11人であると承知しております。

山田委員

11人の具体的な再就職先も御答弁ください。

岡崎警務課長

11人の具体的な私企業については，詳細を今，持ち合わせておりませんが，ホームページに掲載しております幹部職員については，損害保険会社，通信会社等であります。

南委員長

午餐のため休憩いたします。（12時00分）

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

山田委員

今日、県警察での天下り幹部の再就職問題について質問しているんですけども、県警察の再就職のシステムですね、これについて具体的に聞かせてください。

岡崎警務課長

県警察の再就職のシステムでございますが、県警察におきましては徳島県警察職員互助会に人材バンクを設置しておりまして、再就職については、当該人材バンクにおいて、退職等で再就職を希望する者に対する支援を行っているところであります。

山田委員

県の知事部局は人事課の中に人材バンクが入っているということだが、県警察のほうでは、そうではなくて、徳島県警察職員互助会でそういうことをされているということでありました。先ほど、再就職の状況について聞いたんですけども、ちょうど10年前にこの委員会で私自身がこの問題についても質問しているんです。その質問した際にもいろいろあったんですけども、過去には、この時点ではまだ再就職の公表をしていなかった。このときに初めてということになっているんですけども、そこで今回の平成27年度を見てみたら、いわゆる交通安全協会や自動車教習所への再就職ですね、まず、そういう実態があるんですか。その交通安全協会や自動車教習所、平成27年度は分かると思うんですけど、平成26年、25年はあるんですか。御報告ください。

岡崎警務課長

自動車学校及び交通安全協会でございますが、その退職当時に、再就職したのは平成26年度ですと交通安全協会が1名、自動車教習所が2名。平成25年度につきましては、自動車教習所に3名です。

山田委員

そういう実態が今報告されました。そこで、10年前に議論したときに、包括外部監査から平成16年、これについてはやはり、委託そのものがおかしいのではないかという議論が出されました。同時にこの交通安全協会についても警察庁からも申入れがあつて、やはり、随意契約は、適当でないという指摘がされたわけでありまして。まず、そこで聞きたいんですけども、交通安全協会や自動車教習所に対して、県費で業務委託している実態はある

んですか。具体的に御報告ください。

尾田会計課長

交通安全協会や自動車教習所に対する委託関係について、私のほうで答弁させていただきます。まず平成28年度中、県交通安全協会に対しましては、道路交通法に基づくものとして、五つの業務、一つ目が運転免許センター及び警察署の窓口事務、二つ目が運転免許センターにおける免許証作成事務、三つ目が免許証の更新時及び違反者講習、四つ目として自動車保管場所現地調査事務、五つ目が道路使用許可事務の五つの業務を委託しております。また、自動車教習所に対しましては、三つの業務を委託して、一つ目が自動車仮免許に係る学科試験、運転免許証の取得時講習と高齢者講習の以上、三つの業務を委託しております。

山田委員

今、五つと三つと報告されたんですけれども、それぞれ予算額ではどの程度あるんですか。経年が分かるように3年くらいあるんだったら教えてください。

尾田会計課長

3年ということですが、手元の資料がありませんので、ほぼ同額ということで平成28年度分につきまして答弁させていただきます。交通安全協会に対しまして、五つの業務で総額1億4,000万円の予算を計上しております。また、自動車教習所に対しましては、三つの業務で総額2億2,000万円の予算を計上しております。これにつきましては、毎年同額程度で推移している状況であります。

山田委員

予算額についてね、同程度ということでしたけれど、もう一つ契約の方法ですね、先ほども言いました。10年前に警察庁のほうから交通安全協会については、随意契約は適当でないという指摘があって、当時の担当者も見直すというような答弁をされていました。この契約状況も含めて、どんな状況になっているのかをお伺いします。

尾田会計課長

契約の方式でございますが、委託業務の契約に際しましては、透明性の確保から、県警察におきましても、原則、競争入札と考えております。県交通安全協会に対する五つの業務委託につきましては、このうち二つ、更新時及び違反者講習と自動車保管場所現地調査事務の二つの業務につきましては、一般競争入札により契約しております。その他の運転免許センター及び各警察署における窓口事務、それと運転免許センターでの免許証作成事務の二つの業務につきましては、業務の特殊性とか専門性に鑑み、現在、随意契約をいたしております。残る五つ目の道路使用許可事務につきましては、道路交通法におきまして、都道府県公安委員会が一般社団法人又は一般財団法人であって、交通安全推進センターと

指定した団体と契約することと規定されております。そこで、徳島県公安委員会では、県交通安全協会をその団体と指定しておりますので、同協会と随意契約をしておるところでございます。一方、自動車教習所に関しましては、自動車仮免許に係る学科試験、取得時講習及び高齢者講習、この三つの業務につきまして、実際にコースを利用した実車や運転シミュレーターを使用する講習であることから、必然的に県下15か所の指定する教習所と随意契約をしているところでございます。

山田委員

教習所と随意契約をしていると。交通安全協会のほうも、競争入札していると言いますけれども、競争相手も含めて具体的な形態はどういうふうになっているのか、お答えください。

尾田会計課長

二つの一般競争入札をしておりますが、結果的に交通安全協会1者ということです。

山田委員

つまり、この今日議論してきたのは、県の税金を使っているんです。やはりそういうことが、執り行われているところへ、事実上、警察の一定幹部以上のメンバーが天下りしているというふうに県民が見ても仕方がないと私は思うんですね。幹部職員の再就職先への業務委託と随意契約の構図は基本的に税金の還流だと思います。こういうことも含めて、県民の公平性、透明性ということから見て、これについてやはり見直すべき時期に来ているのではないかなと思うんですけれども。これについては、どういうお考えですか。

岡崎警務課長

警察職員の再就職先に委託関係にある団体があることは承知しております。先ほども答弁させていただいたように退職時につきましては、企業等の求めに応じて、人材バンクにおいて、職員の専門的知識や経験が生かせるよう、希望を踏まえて再就職を支援している状況であります。県警察におきましては、警察行政の信頼性・公平性が保たれておるものと認識しておりまして、地域社会に貢献しているものと認識をしております。また、再就職先への委託業務の考え方についてですが、交通安全協会に対する委託業務のうち、講習事務委託などは予算額も高額でありまして、他の事業者の参加の可能性が認められるものについては、競争入札により契約をしております。また、自動車教習所の委託業務についても先ほど、会計課長が答弁したとおり、法律上、実車や運転シミュレーターによる講習などを実施することとされていることから、必然的に、随意契約により委託しているものであります。したがって、こうした職員の再就職先に委託業務を随意契約し、税金を還流させているのではとの指摘には当たらないものと承知しているところでございます。

山田委員

契約の相手方となる利害関係者のところへの再就職，それも今日議論してきたように退職した翌日の4月1日からという状況ですね。県民の皆さんから見てやっぱり，これは疑問を持たれます。この国を挙げて文部科学省を中心に，また，他の省庁も出てくるでしょう。そういうようなことになってきたら，同じような視点での見直しが必要になってくると思います。

この辺は，公平性・透明性，さっき委員長にこれについての取扱いを言いました。知事部局は，いいか悪いかは別にして，平成23年度から県幹部職員の再就職先がホームページで見えます。県警察は1年で終わる。先ほど議論もありましたけれども，県民が見たら，やはり分からない。だから，公開も含めて，本来なら議会に任すだけではなく，皆さんのほうから議会に報告するというのが，公平性・透明性を言うのであれば，当たり前だということについても申し上げて，私の質問を終わります。

樫本委員

先ほどから，山田委員から県警察の職員の再就職についての質問があったわけですが，県警察の所属長クラスの再就職先を議会に報告すべきであるとのお話でありましたが，岡崎警務課長から委員会の意見に従うとの答弁でございました。まず，県警察として，この問題について，どう考えているのかお伺いをいたしたいと思います。

岡崎警務課長

警察職員退職者のホームページの公表についてでございますが，先ほどから御説明をさせてもらっていますように，要綱に基づきまして退職幹部につきましては，ホームページにおきまして，再就職先等を公表しておるものでございます。これは，知事部局も同様に1年の公表を行っておりますが，その後において，再就職先を離職あるいは退職した者について県警察としては把握する立場にはありません。また，掲載時には，本人に対しまして掲載する旨の確認をして掲載しているものであります。したがって，県警察といたしましては，退職時の再就職先について，1年間ホームページに掲載することにしておりまして，公共性であるとか，透明性の確保はできているものと認識をいたしております。

樫本委員

分かりました。

南委員長

今，樫本委員からもありました県警察に対する質問の中で，県警察における再就職の公表について，議会に報告する必要があるという方は，御起立ください。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって，本件は委員会において報告しないということとなりました。

喜多委員

1点、毎回ですけれども、交通安全についてお尋ねをいたします。昨年までずっと減っておったんですけれども、昨年はまた49人だったんですね。倍増いたしまして、県警察の御努力にもかかわらず、尊い人命が失われております。そして、最近、特に全国的に昨日もですけれども、学校というか、幼稚園から帰る途中で、車が暴走してお母さんが亡くなり子供さんは軽傷という、本当に悲惨な事故が続いております。もちろん県外でなんですけれども、これをどうにかしてゼロにするということで、これからも県警察において周知徹底を図って交通安全運動を進めていってほしいと思っております。

そこで、先ほど本部長からもお話のありました、安全で快適な交通環境の整備ということで、その中で信号機のLED化、本県の本当に目玉の一つでないかと思っておりますけれども、その信号機のLED化の整備状況についてお尋ねをいたします。

中野交通企画課長

本県におけますLED式信号灯器の整備率につきましては、平成6年から整備を始めております。それで平成27年度末現在、県下の車両用灯器8,167灯ございますけれども、その69.2%に当たる5,653灯を整備しております。更に平成28年度中、更に305灯を整備予定で、これにより整備率は73.0%となる見込みでございます。

喜多委員

信号機のLEDは、工業技術センターにもあるんですけれども、今までの従来の信号機に比べたら、すごい明るくて、何倍も見やすいのではないかと思います。今、LED式信号灯器の整備率が平成28年度末の見込みで73%ということで、あと少しで100%近くになると思います。それはそれで進めてほしいと思います。

もう一つが、松茂町の運転免許センター、あそこで初めに、オープンしたときに見せていただきました。1か所信号機があるんですけれども、いわゆる直流の信号機ということで設置されておりまして、電源が普通の交流と違うということで、これもまた画期的な試みでないのかなと思っております。交流の場合だったら、停電のときは全く止まってしまうということで、ほかの都市でも手信号ということもあったように思います。直流でして、しかも太陽光を受けて消えることもない信号機ということで、すごくいいのではないかと思います。今のところ1灯の試運転であろうと思っておりますけれども、直流制御の信号機と一般の信号機との違い、メリットについてお尋ねをいたします。

中野交通企画課長

現在、交通信号機を制御している機器、これについては直流の電流で作動しております。いわゆる公道上にあります一般の信号機につきましては、電力供給会社から送電される交流の電力、これを用いまして、機器の内部で直流に変換しまして灯器を作動させております。一方、直流制御の信号機、これにつきましては、太陽光発電等によって得られました直流電力を主電源として作動させるものでございます。したがって、直流制御信号機

のメリットというものですけれども、交流から直流に返還するというロスがなくなり省電力化が図られる。さらに、太陽光発電により得られた電力をバッテリーに蓄えまして、この電力を利用するために、災害等によりまして停電した場合でも運用が可能となることが挙げられます。また、これまで不可能でありました灯火の光度調整、いわゆる光の強弱調整が可能となりまして、夜間や災害時、これを調整することで長時間の稼働も可能となるものでございます。付け加えまして、現在、地球温暖化であるとか省エネルギー対策の一つとしまして、太陽光であるとか風力発電、これらによる電力の利用等、直流社会の構想が進められております。そうした中、県警察におきましても直流制御の信号機は、先進的な取組でございまして、LEDやリチウム電池等、徳島の強みを生かそうとするものでございます。現在、県の商工労働観光部や信号機メーカー等との連携によりまして基礎データを収集の上、実証に向けて、より完成度を高めているという状況でございます。

喜多委員

太陽光をメインとしてということで、直流電源を取り入れた信号機、あれは太陽光にしたらどれくらいの大きさの必要なのか予定というか、システムはまだよく分からないのかな。どのくらいの規模のパネルというか、分かったら結構です。

南委員長

小休します。（13時26分）

南委員長

再開します。（13時26分）

高橋拠点整備課長

稼働時間等によって異なりますけれども、現在の運転免許センターに置いているものは約2メートル掛ける3メートルの大きさのものです。現実に実証実験という形で現場に置くのであれば、それなりのスペースが必要と考えております。

喜多委員

2メートルと3メートルですか。大きいパネルですので、どこでもは付けられないということはあろうと思いますけれども。一つ思い付きでいけないのですけれども、徳島東警察署の場所は、徳島県で一番交通量の多い、徳島本町の交差点ということでもあります。あそこだったら徳島東警察署があって、直近の交差点ということでもありますので、もし実証実験をするんであったらいい場所でないのかなと。いくら大きくても設置ができるという場所になるのでないのかなと思います。それは一つですけれども、今後のスケジュールというか、どんな感じでやっていくかお尋ねをいたします。

中野交通企画課長

スケジュールでございますけれども、委員からもありましたように、現在、運転免許センターの試験コースで運用しております。データ収集ということで電池パネルであるとか電池規格の仕様の検討を行っているところでございます。それで、平成29年度は、引き続き仕様の検討であるとか、具体的設置方法の調査、また実証候補地の選定、それで、それが終わった平成30年度末には、実際の道路交通の場で実証実験を実施したいと考えております。なお、設置場所については、日陰がないところであるとか、現在運転免許センターは日陰がございませんので、建物の日陰であるとか、そういった太陽光パネルいろいろ差が出てまいります。そういった場所であるとか、日当たりの良い場所、そういった場所を前提としまして、一定の交通量がある、さらには災害時に活用される県道の交差点なんかを選定中でございます。

喜多委員

太陽光を使ったLEDの信号機は全国で少ないというか、ないということで、是非ともですね、新しい徳島モデル、徳島県が脚光を浴びるような、信号機はやっぱ徳島がいいなということで、LEDを使った、太陽光を使った新しい信号機で、夢のある交通安全を目指して行ってほしいと要望して終わります。

南委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩をいたします。（13時30分）